

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第215号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成21年3月25日 15時28分ごろ	
発生場所	香川県坂出港 三菱化学坂出導灯（後灯）から真方位288°650m付近（概位 北緯34°20.8′ 東経133°50.2′）	
事故等調査の経過	平成21年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 <sup>にしん</sup> 日新、129トン 136788、新菱海運株式会社 B はしけ <sup>しんびし</sup> 新菱5号 なし、船舶所有者不詳	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	B 左舷船首外板に凹損	
事故等の経過	A船は、B船を押し、坂出港内の岸壁に入船左舷着けとして着岸作業中、北西寄りの風が強く、風下の岸壁に圧流され、平成21年3月25日15時28分ごろ、B船の左舷船首外板が同岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 事故発生時は、平均風速約7.5m/s、最大瞬間風速約13.1m/sの北西の強風が吹き、このため、A船及びB船が圧流され、B船が岸壁に衝突したものと考えられる。 A船は、強風による圧流を考慮して、操船の補助として曳船を使用するなどの圧流防止の措置をとらなかったため、B船が岸壁に衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し、強風下の坂出港内で着岸作業を行う際、風による圧流防止の措置をとらなかったため、B船が岸壁に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	